

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例における

事故救済制度に関する規定（案）について

1 事故救済制度に関する専門部会の意見を踏まえた規定（案）

- 市は、認知症と診断された人による事故について、別に定めるところにより委員会の判定に基づき給付金を支給する。

2 規定（案）にいたる前提

（1）救済制度のタイプ

- プランⅠとプランⅡ（20 ページ参照）のいずれにするかは、今後、財源の規模を含め運用等を検討する中で判断すればよいとの意見であったため（実際、具体的な運用を踏まえて方向が定まるもの）、どちらのプランでも対応できる記載とした（責任能力の有無については触れない形で記載）。
- 事故によって、認知症の人ご本人が亡くなったり、障害を負われたりした場合のご遺族やご本人に対する支援については、引き続き検討することとし、これらの支援を行う場合、行わない場合のどちらでも対応できる記載とした。

（2）救済対象を認知症の人に限定すること

- 次に掲げる視点を踏まえ、まずは認知症の人に限定して、救済制度を創設することについて異論は無かったため、認知症の人を対象とすることにした。

- ・ 認知症は加齢に応じて多くの人になりうる。

（平成 28 年度末現在、神戸市の高齢者人口（約 42 万人）の 1 割強（約 4 万 7 千人）が認知症の人。85 歳以上の約 4 割が認知症というデータもある。）

- ・ 救済制度をつくることで認知症の人への行動制限を少しでも減らすことが出来るのであれば、認知症の人にやさしいまちづくりのための一つ方策となる。
- ・ モデル事業的に、まずは認知症の人に限定した制度を創設・運用することとし、制度が上手く機能する場合は、今後、他の精神障害等に対象を拡大することも考えられる。

3 規定（案）での表現

(1) 「認知症と診断された人」について

- 認知症の定義は、介護保険法の定義（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態）と同じ定義とすることとした。

- 事故救済制度の対象となる認知症の判定は、診断で行うことに異論はなかったため、診断された人を対象とするよう記載した。（介護保険の認知症にかかる日常生活自立度判定基準ではない。）

- 認知症と診断された人全員を対象とするのか、診断により一定の容態の人に絞って対象とするのかは、今後検討していくこととした。

- 認知症の診断については、今後、具体的な運用を踏まえ、本部会とは別に、検討していくこととした。

(2) 「事故」について

- 事故の加害者（認知症の人）と被害者のいずれかが神戸市民であれば給付対象として良いのではないかとの意見が多かったため、それを踏まえた記載とした。

- 神戸市内で起きた事故について、事故の加害者、被害者いずれもが神戸市民でない場合に、制度の対象にするかどうかは、引き続き検討することとした。（事故の加害者の主たる介護者が準監督義務者として賠償責任を負う場合など。）

(3) 「委員会の判定に基づき」について

- 給付金の支給の判定を行なう委員会を新たに設け、その判定に基づいて、支給することを想定し、「(略)、委員会の判定に基づき、(略)」と記載とした。

(4) 「給付金を支給する」について

- 救済対象事故や救済額は、類似の救済制度を参考に設定すること、実損の補償ではなく上限を定めた支給を基本として検討することとした。

4 その他の検討課題について

- 下記の課題については、今後、具体的な運用を踏まえ検討していくこととした。
 - ・ 犯罪被害給付制度、労災保険、自賠責保険等にはない、物損やその他の損害（例：火災等の物損や電車の遅延損害等のその他の損害）を救済することについてどう考えるか。
 - ・ 法人が被った損害の取扱いをどう考えるか。（事業等に伴う損失への対応としては損害保険等がある）
 - ・ 個人が被った損害の内、事業等に伴う損害の取扱いをどう考えるか。（事業等に伴う損失への対応としては損害保険等がある）
 - ・ 認知症の人の起こした事故で、その方のご家族が被った損害の取扱いをどう考えるか。
 - ・ 被害者が他の救済制度（犯罪被害給付制度や労災保険、自賠責保険等）から給付を受けることが可能な場合や、加害者側から（任意の）損害賠償や、自身が加入する障害保険等から給付を受けることが可能な場合の減額調整についてどう考えるか。

参考：第3回事故救済制度に関する専門部会で検討した事故救済制度のプラン

(1) プランⅠ (①+②の複合型)

① 賠償責任を負う者がいない場合の被害者の救済

認知症の人ご本人、ご家族など誰も賠償責任を負わない場合は（責任保険が機能しないため）、被害者を救済する必要性が高いのではないかと。

（課題）

- ・ 責任無能力の判断が難しいと考えられる。（訴訟の場合は、確定判決が出るまでには相当の期間を要する。訴訟以外の対応は、市や被害者が加害者の責任無能力を立証するような仕組みが必要だが、運用上困難か。）

② 認知症の人ご本人やご家族が賠償責任を負う場合の救済

認知症の人ご本人やご家族が賠償責任を負う場合に、これらの方の経済的負担を軽減するための対応を実施することについてどう考えるか。この対応においては、市が直接給付する形だけでなく、責任保険に加入することについて市がサポートする形も考えられるがどうか。

（課題）

- ・ モラルハザードを生じさせないため、故意による事故の場合は外す必要があるのではないかと。

(2) プランⅡ (①+②の統合型⇒認知症の人の責任能力の有無を問わず救済)

認知症の人ご本人が事故を起こした際、賠償責任の有無の判断は困難な場合が多いと考えられるため、賠償責任の有無に関わらず、広く救済する対応をしていくことについてどう考えるか。

（課題）

- ・ モラルハザードを生じさせないため、故意による事故の場合は外す必要があるのではないかと。
- ・ 市が直接給付する形にした場合、負担が大きくなりすぎる可能性があるのではないかと。